

県議会事務局内でのパワハラ報道を受けて、
議会への説明、防止策の策定等を求める要請書

山梨県議会議員 名取 泰

山梨県議会議員 菅野幹子

新聞報道等によれば、今月県内で開催された関東甲信越県議会議長会の懇親会費用をめぐって、山梨県議会事務局の職員が上司からパワーハラスメント（以下「パワハラ」）を受けたと内部通報し、県人事課と県議会事務局による調査が行なわれているとのことです。

言論の府である議会に携わる組織において、パワハラ行為が行なわれたことが事実であったとすれば重大な問題です。通報した職員が不利益を受けることなく必要な調査を行なうなど、県が定めたパワハラ防止『要綱』に基づいて対応することが必要です。同時に、消費者庁の『公益通報者保護法を踏まえた地方公共団体の通報対応に関するガイドライン（内部の職員等からの通報）』によれば、「利害関係人の秘密、信用、名誉、プライバシー等の保護に支障が生じない範囲において、当該地方公共団体における内部公益通報対応体制の運用状況に関する情報（例えば、通報受付件数、通報事案の概要、通報事案の調査結果の概要、調査の結果とった措置、調査対応状況の概要、通報対応に要した期間等）を、定期的に公表する」と定めている通り、調査の経過と結果について議会に対して説明を行ない、真相を明らかにすることが必要と考えます。

また、問題の発端となったとされる「公金の不正支出」の指示の有無についても徹底した調査が必要です。これは税金の使い道を質す議会本来の役割を発揮すべきことであり、議会として特別委員会を設置して調査を行なうことも含めて検討すべきです。

地方自治体におけるハラスメントについては、上司から職員、議員から職員、議員から議員に対するものなど、度々全国ニュースにも取り上げられています。今後、パワハラを含むあらゆるハラスメントの根絶に向けた防止策を、議会としても明確にすることが必要と考えます。

【要請項目】

- 1、通報者等が特定されないように配慮しつつ、パワーハラスメントに関わる調査の経過と結果について、全員協議会を開き説明すること
- 2、「公金の不正支出」に関わる問題について、議会として特別委員会を設置し、調査と解明を行なうこと
- 3、議員、職員を含めて県議会としてのハラスメント防止策を策定すること